

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第23号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理職手当の支給)	(管理職手当の支給)
第20条 略	第20条 管理職手当の月額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額（育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に同条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とする。
(1) 条例第22条第1項第1号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 <u>78,400円</u>	(1) 条例第22条第1項第1号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 <u>77,600円</u>
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
(4) 条例第22条第1項第2号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 <u>74,700円</u>	(4) 条例第22条第1項第2号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 <u>73,800円</u>
(5)～(8) 略	(5)～(8) 略
2～4 略	2～4 略
(特殊勤務手当の支給)	(特殊勤務手当の支給)
第21条 略	第21条 略
2 略	2 略
	3 <u>条例第23条第1項第2号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する職員であることとする。</u>
	(1) <u>主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師であること。</u>
	(2) <u>条例第17条第2号又は第3号に掲げる職員でないこと。</u>
	(3) <u>2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその職員の担当授業時間数の2分の1以上である職員であること。</u>

3 条例第23条第1項第2号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職務は、次の表の左欄に掲げる学校の種類の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める職務（生徒指導主事（小学校に置かれるものに限る。）、進路指導主事（中学校に置かれるものに限る。）、現職教育主任及び保健主事にあっては6学級未満の学校に置かれるものを除く。）とする。

略

4 略

(1) 略

(2) 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事した場合は、勤務した日1日につき8,000円

(3) 児童等に対する緊急の補導業務に従事した場合は、勤務した日1日につき8,000円

(4)～(7) 略

(8)～(13) 略

(14) 条例第23条第1項第7号に規定する夜間学級（以下「夜間学級」という。）を置く中学校の職員が本務として夜間学級の業務に従事する場合は、1月につき当該職員の給料月額に、次に掲げる者の区分に応じ、各区分に定める率を乗じて得た額

ア～エ 略

5 略

6 第4項の特殊勤務手当は、特殊勤務記録簿（別表第3）により、給与期間によって計算し、各給与期間の同項第1号から第13号までに規定する特殊勤務手当は、次の給与期間の給料の支給定日に支給し、同項第14号に規定する特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

7 職員が月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は、第4項第14号に規定する特殊勤務手当は支給しない。

(4) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間以上である職員であること。

4 条例第23条第1項第3号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職務は、次の表の左欄に掲げる学校の種類の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める職務（生徒指導主事（小学校に置かれるものに限る。）、進路指導主事（中学校に置かれるものに限る。）、現職教育主任及び保健主事にあっては6学級未満の学校に置かれるものを除く。）とする。

略

5 条例第23条第1項の特殊勤務手当の額は、次に掲げる額とする。

(1) 略

(2) 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事した場合は、勤務した日1日につき7,500円

(3) 児童等に対する緊急の補導業務に従事した場合は、勤務した日1日につき3,750円（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、7,500円）

(4)～(7) 略

(8) 3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事した場合は、勤務した日1日につき350円

(9) 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事した場合は、勤務した日1日につき290円

(10)～(15) 略

(16) 条例第23条第1項第8号に規定する夜間学級（以下「夜間学級」という。）を置く中学校の職員が本務として夜間学級の業務に従事する場合は、1月につき当該職員の給料月額に、次に掲げる者の区分に応じ、各区分に定める率を乗じて得た額

ア～エ 略

6 略

7 第5項の特殊勤務手当は、特殊勤務記録簿（別表第3）により、給与期間によって計算し、各給与期間の同項第1号から第15号までに規定する特殊勤務手当は、次の給与期間の給料の支給定日に支給し、同項第16号に規定する特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

8 職員が月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は、第5項第16号に規定する特殊勤務手当は支給しない。

(1)～(3) 略

第22条 前条第4項（第14号を除く。）に規定する特殊勤務手当の支給については、同条第6項の規定にかかわらず、職員が第12条に規定する非常の場合の費用に充てるため請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動し、又は離職し、若しくは死亡した場合には、その異動し、又は離職し、若しくは死亡した日までの分をその際支給することができる。

第24条 略

- (1) 条例第24条第1項本文に規定する宿日直勤務（次号から第4号までに掲げる宿日直勤務を除く。）については、4,700円
- (2) 前条第1項第1号の業務を主として行う宿日直勤務については、7,700円
- (3) 前条第1項第2号の業務を主として行う宿日直勤務については、6,400円
- (4) 前条第1項第3号の業務を主として行う宿日直勤務については、5,600円

2 略

3 条例第24条第2項に規定する常直的な宿日直勤務についての宿日直手当の額は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の2分の1を超える場合にあっては月額23,500円とし、その期間において勤務した日数がその期間の2分の1以下の場合にあっては月額11,750円とする。

（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算）

第27条 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員について、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第2項若しくは第3項、職員の育児休業等に関する条例第18条の規定により読み替えられた条例第7条第1項、第2項若しくは第4項若しくは条例第8条の規定による給料月額、第8条の2の規定による給料の調整額、第20条第1項の規定による管理職手当又は第21条第4項第

(1)～(3) 略

第22条 前条第5項（第16号を除く。）に規定する特殊勤務手当の支給については、同条第7項の規定にかかわらず、職員が第12条に規定する非常の場合の費用に充てるため請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動し、又は離職し、若しくは死亡した場合には、その異動し、又は離職し、若しくは死亡した日までの分をその際支給することができる。

第24条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 条例第24条第1項本文に規定する宿日直勤務（次号から第4号までに掲げる宿日直勤務を除く。）については、4,400円
- (2) 前条第1項第1号の業務を主として行う宿日直勤務については、7,400円
- (3) 前条第1項第2号の業務を主として行う宿日直勤務については、6,100円
- (4) 前条第1項第3号の業務を主として行う宿日直勤務については、5,300円

2 略

3 条例第24条第2項に規定する常直的な宿日直勤務についての宿日直手当の額は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の2分の1を超える場合にあっては月額22,000円とし、その期間において勤務した日数がその期間の2分の1以下の場合にあっては月額11,000円とする。

（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算）

第27条 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員について、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第2項若しくは第3項、職員の育児休業等に関する条例第18条の規定により読み替えられた条例第7条第1項、第2項若しくは第4項若しくは条例第8条の規定による給料月額、第8条の2の規定による給料の調整額、第20条第1項の規定による管理職手当又は第21条第5項第

14号の規定による特殊勤務手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額、給料の調整額、管理職手当又は特殊勤務手当の月額とする。

附 則

- (条例附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料を支給される職員が夜間学級の業務に従事する場合の特殊勤務手当の支給に係る給料月額)
 5 条例附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料を支給される職員に関する第21条第4項第14号の規定の適用については、同号中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。

別表第3 (第21条関係)

所属長の 確 認		特 殘 勤 務 記 錄 簿								
		年 月 分		学 校 名		職 氏 名				
区 分	日 (曜)	従事時間及びその時間数	従 事 内 容	対外運動競技等の名 称	従 事 場 所	泊 の 有 無	摘 要	手 当 額	円	
条例第 二 十 三 条 第 一 項 第一号に規定する業務										
						小 計				
区 分	従 事 内 容	従事日数、従事時間数又は報告書数	摘	要	手 当 額	円				
条例第 二 十 三 条 第 二 項 第二号に規定する業務										
						小 計				
						合 計				

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第20条第1項第1号及び第4号並びに第24条第1項及び第3項の改正規定は、令和7年12月25日

16号の規定による特殊勤務手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額、給料の調整額、管理職手当又は特殊勤務手当の月額とする。

附 則

(条例附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料を支給される職員が夜間学級の業務に従事する場合の特殊勤務手当の支給に係る給料月額)

- 5 条例附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料を支給される職員に関する第21条第5項第16号の規定の適用については、同号中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。

別表第3 (第21条関係)

所属長の 確 認		特 殘 勤 務 記 錄 簿								
		年 月 分		学 校 名		職 氏 名				
区 分	日 (曜)	従事時間及びその時間数	従 事 内 容	対外運動競技等の名 称	従 事 場 所	泊 の 有 無	摘 要	手 当 額	円	
条例第 二 十 三 条 第 一 項 第一号に規定する業務										
						小 計				
区 分	従 事 内 容	従事日数、従事時間数又は報告書数	摘	要	手 当 額	円				
条例第 二 十 三 条 第 二 項 第二号に規定する業務										
						小 計				
						合 計				

から施行する。

2 改正後の第20条第1項第1号及び第4号並びに第24条第1項及び第3項の規定は、令和7年4月1日から適用する。